

中部運輸局海上安全環境部

令和6年8月1日

連絡先
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官 落合・風岡・岡本・木賣
Tel 052-952-8012

輸送の安全確保に関する警告書の発出について

令和6年3月11日、東鉄商事株式会社が運航する旅客不定期航路事業（恵那峡港発着不定期航路）において、旅客船「はくちょう5」が、名無し岩対岸砂浜付近を航行中、浅瀬に座礁して航行不能となる事故が発生しました。

これを受けて、当局が、同年4月18日に、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程の遵守義務に違反する事実が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する警告書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日 令和6年8月1日

2. 事業者の概要

事業者名：東鉄商事株式会社（取締役社長 川松 昌市）

住 所：岐阜県多治見市平和町1丁目163番地

営 業 所：恵那峡遊覧船 岐阜県恵那市大井町奥戸2709-104

3. 指導内容

①安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

②運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。運航船舶が安全に退避することが可能な場所を明確にし、無線を使用した位置情報の共有を徹底するなどの具体的な対策を講じて、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

③運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、事故処理基準に定める事故の発生を知ったときは、その内容にかかわらず、速やかに関係運輸局及び警察官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めること。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該警告により付された違反点数 6点

当該事業者が付された累積違反点数 6点